

# 月刊 労運研レポート 号外

2021年12月1日号

## 第10回労働運動研究討論集会を成功させよう！

*地域から、企業を超えた共闘をつくり「22非正規春闘」をつくろう！*

*最低賃金を大幅に引き上げ、差別のない雇用と生活保障を勝ち取ろう！*

第10回労働運動研究討論集会 基調報告(案) . . . . .	2 p
第10回労働運動研究討論集会 開催案内 . . . . .	14 p

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

**地域から、企業を超えた共闘をつくり「22 非正規春闘」をつくろう！  
最低賃金を大幅に引き上げ、差別のない雇用と生活保障を勝ち取ろう！**

## 第10回労働運動研究討論集会 基調報告(案)

### 1 はじめに

- (1) 第10回労働運動研究討論集会の課題は、22春闘をどう闘うのか、22非正規春闘をどうつくるのかです。私たちは、安倍政権の下での「官製春闘」(賃上げを実施した企業は法人税を引き下げる)は2019年で終了したと判断しました。それは同時に、曲がりなりにも続けられてきた産別統一闘争、全国統一闘争あるいは地域統一闘争、すなわち労働組合の「共闘」がなくなった「春闘の消滅」と総括しました。
- (2) 日本労働運動が「賃金引き上げ」よりは「賃金水準」を重視すると転換した本格的な春闘を迎えた2020年、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行(パンデミック)によって、世界はガラリと変わりました。新自由主義によってもたらされてきた貧困と格差は拡大し、その問題が露呈し、労働と経済・社会生活のあり方を問い直す大きな出来事でした。
- (3) 「働き方改革」によって非正規労働者は一掃されたはずだったのですが、まさに一掃されたとは言葉上だけのことであり、コロナ災害は非正規労働者を直撃しました。雇止めや就労減少を補うセーフティネットに大きな穴が開いていて、非正規労働者の救済には社会保障制度もほとんど機能しないことが明らかになりました。高度経済成長によってつくられてきた企業社会と日本型福祉社会が、新自由主義政策・アベノミクスによって壊されてきた結果です。
- (4) 既存の労働組合は、コロナ災害によってますます企業内に閉じ籠ってしまいました。一方で非正規労働者は労働組合を見放し、無気力になるか、反貧困運動に純化する傾向があります。正規労働者が非正規労働者を雇用の安全弁と考えている限り、非正規労働者との連帯をつくれません。このままでは労働組合は産業報国会に変化してしまいます。労働者が働く現場の主体者であり、社会の主権者であるという働く権利意識を持たない限り社会を変えることはできません。
- (5) いま私たちがめざすべきことは、コロナ前の生活と経済を取り戻すことではなく、また既存制度の綻びをつくろうような救済を求めることでもありません。再び起こりうるパンデミックを想定し、温暖化がすすむ地球のなかで空気、水、土などの自然とどのような関係を持っていくのか考える必要があります。働く人が貧困と格差に苦しむことなく、いのちと生活を守る働き方と社会を模索して、「共闘」と「大衆行動」を築きながら、22年非正規春闘を闘う決意を固め合いたいと思います。

### 2 私たちを取り巻く情勢

#### (1) グローバルな視点から

- ① ILOは、2019年「仕事の未来に向けた創立100周年記念宣言」を採択し、このパン

デミックの中では「包括的かつ持続可能で強靱な、新型コロナウイルス危機からの人間を中心に据えた回復のための行動のグローバルな呼びかけ」を行いました。世界の労働人口の60%（約40億人）が、権利も、最低賃金も、社会保障もない非公式な部門にあり、公式な部門の雇用者の40%が不安定労働です。2012年の社会的保護の土台（第202号勧告）を基礎に社会的保護を強化することを提案し、2015年の非公式な経済から公式な経済への移行（第204号勧告）を促し、人間中心の仕事と未来とCONVIC-19から回復のための社会的連帯経済（SSE：経済的・社会的な目的を追求し、連帯感を育みながら商品・サービス・知識を生産するという特徴を持つ企業や組織、特に協同組合、共済、協会、財団、社会的企業を指す概念（ILOの暫定的定義））に向けた討議をすすめています。

- ② OECD（経済開発協力機構）は、技術進歩とグローバリゼーションが労働条件に悪影響を与えていると指摘しています。リーマンショック以降、賃金上昇が停滞傾向にあるのは、パート労働者の低賃金によるものとし、非正規労働者は、賃金が低く、雇用保障も弱く、教育訓練の機会が乏しく、労働者の交渉力が弱いからだとして分析しています。
- ③ EUには非正規労働者に関する指令があります。有期雇用の場合のいわゆる「入口規制」「出口規制」、正規非正規の同一労働同一賃金などの均等原則、退職時の補償賃金（雇用期間内総賃金の10%）などです。これらの指令は、「社会対話」による労使の枠組み協定が基礎になっています。
- ④ ITUC（国際労働組合総連合）は、多くの国で社会契約がズタズタになっているとき、ディーセントワークが復興計画の基本でなければならないとし、公的サービス、社会保障、平等と気候と雇用を含んだ、資金供給と持続可能な開発目標（SDGs）が、回復のための最良の枠組みであるとし、政府と社会の間の「新しい社会契約」を提言しています。
- ⑤ このような国際的な流れから分かることは、新自由主義に支配されてきた世界の経済社会システムが、人間の生存を脅かす事態の前で、変革を余儀なくされていることです。そこには、社会経済実態を変えるには労働者の基本権を保障することであるという思想が根付いています。

## （2）国内の政治経済情勢

- ① 今年6月、経団連の新会長に十倉雅和（住友化学会長）が就任しました。中西前会長が掲げた「持続可能な資本主義」を踏襲し、「デジタルとグリーン」「社会性」「パックス・コンサルティス（主要国の協調による平和秩序の維持）」を重視するとしています。リーマンショックは経済全体が落ち込みましたが、コロナショックでは落ち込む産業と需要が増大した産業がはっきりしたいわゆる「K字回復」の状況です。SDGsは競争に歯止めをかけ、社会に公正な分配をもたらすことを目標にしたものですが、経団連はデジタルとグリーンを成長戦略と位置づけ、技術革新による競争に勝ち抜くことでSDGsの達成をめざしています。
- ② 安倍政権の宿題は敵基地攻撃能力保有と憲法改正であり、菅政権が行ったことはデジタル庁の設置と2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス実質排出ゼロ）実現宣言です。岸田政権は「新しい資本主義」を掲げていますが、新自由主義との違い、転

換の方法は明確ではなく、アベノミクスに接ぎ木しても実を結ぶとは思えません。連合は、立憲民主党や国民民主党と「新しい資本主義の志向」や「左右の全体主義の排除」を明記した政策協定を結びました。

- ③ 総選挙では、コロナ対策、アベノミクスとともに、嘘の答弁を繰り返し、隠蔽・改竄・廃棄を平然と行い、批判を排除し、忖度行政を蔓延させた「アベ政治」の評価が問われました。また、財務省の矢野事務次官が、新型コロナウイルスの経済対策を「バラマキ合戦」と批判し、「このままでは、国家財政が破綻するか、国民に大きな負担を強いることになる」と警告したように「税と社会保障の一体的改革」の内容と、財政収支の健全化についても問われました。
- ④ 今回の総選挙では市民連合の「野党共通政策」を軸に初めて野党統一候補を立てての選挙となりました。労運研は、総がかり行動を労働運動分野から担う組織であると自認しています。財政においても環境においても未来を食べ物にして成長する考え方から転換した社会をつくるために、貧困と格差・差別をなくすために、富裕層や大企業の利益が貧困者や低所得者にも還元されるような分配と再分配の仕組みを求めて、野党統一候補を応援して闘いました。
- ⑤ 総選挙の結果、自民党は議席を減らしましたが「絶対安定多数」の 261 議席を獲得し大健闘しました。立憲民主党は議席を減らし 96 議席にとどまり惨敗しました。維新の会は 41 議席を獲得し第三党に大躍進しました。改憲勢力が三分の二以上を占めたこととなります。投票率は 55.93%と戦後 3 番目の低さでした。総選挙後の世論調査では、「自民が過半数を大きく超える議席を超える獲得したのは」という問いに、「自公政権が評価されたから」が 19%、「野党に期待できないから」が 65%という回答結果でした。
- ⑥ 総選挙闘争の総括については、多面的な検討が必要ですが、そのポイントについていくつか挙げてみます。
  - ア 「武力で平和はつくれない」と考えている総がかり行動にとって、世界の国々と仲良くして、核兵器廃絶と軍縮を達成していくのかの道筋を示すことが問われました。敵の脅威を煽り、「抑止力」という「武力による威嚇」が「積極的な平和づくり」であるとして、辺野古新基地建設、南西諸島防衛強化、軍事費増強を進める与党に対する明確な対決軸を示せませんでした。
  - イ 「新しい資本主義」の中身についても検討が必要です。経済回復の課題は、新自由主義・アベノミクスがつくりだした、増大する低所得者層と没落する多くの中間層の生活を守ることです。選挙の争点として、アベノミクスを引き継ぐのか、部分的に修正するのか、転換するのかが明確になりませんでした。岸田首相は、「成長と分配の好循環」を掲げ、賃上げ実施企業の優遇措置、「勤労者皆社会保険」を実現し、「分厚い中間層」を形成するとしました。立憲民主党は、「一億総中流社会を取り戻そう」を掲げ、子育て、教育、医療、介護、障がい者福祉などベーシックサービスを充実するとしました。維新の会や国民民主党は、ベーシックインカムを導入を唱えました。岸田首相は、今までの安倍政権の路線と変わらず、金融所得課税を取りやめ、富裕層と低所得者層への対策を放置したまま、「分配なくして成長なし」を強

調してたわけでは

ウ 分配には、第一次分配（資本との関係）賃金等、所得の再分配といわれる第二次分配（国家との関係）税と社会保障など公的支援、寄付による第三次分配（コミュニティーなど社会との関係）の三種類があります。いわば、自助、公助、共助です。それぞれの分配について、どの層からどのような方法で富を取り上げ、どの層へどのような方法で分配をするのかが、社会制度であり政治になるわけです。野党の分配政策は、ワーキングプアのためなのか、中間層のためなのか、一時的なものなのか、抜本的な制度改革なのか、有権者の目からは理解しにくいものでした。

エ そこには、連合が立憲民主党や国民民主党と結んだ「新しい資本主義」をめざす政策協定が横たわっています。連合の格差是正論はアベノミクスと同じトリクルダウン論です。立憲民主党は、市民連合との「野党共通政策」、連合との「政策協定」の二股をかけたため、経済政策と社会保障政策が曖昧となり、議席を伸ばせなかったといえます。

オ 維新の会は、「身を切る改革」という庶民受けするスローガンで議席を伸ばしました。維新の会の憲法改正案は統治機構改革が主軸であり、地方自治体を国家の行政事務機関と位置付けています。ベーシックインカムを導入する一方で、最低賃金制は不要と考えており、解雇規制を見直して労働力の流動化を図り、社会保障制度の廃止をも考えている急進的な新自由主義路線です。今後の国会運営では野党として独自の道を歩み、国民民主党と連携を強めようとしています。

カ 野党共闘は、小選挙区では一定の成果を上げましたが、比例区を含めてみると限定的なものでした。小選挙区制のもとで政権交代をめざすためには野党の選挙協力は不可欠です。問題は市民連合の「野党共通政策」を野党統一選挙公約（選挙綱領、政権合意）へと高めることができるのかです。今回小選挙区で勝利した候補は、この間、地元で市民運動、草の根運動が作りあげてきた候補者です。共産党と組んだから敗北したという意見は、今まで野党共闘をつぶそうとしてきた勢力の言い分です。総がかり行動の内実を固めながら、日常活動を積み重ね、野党統一候補を有権者の政治参画の道筋づくりとして作り上げていくように野党共闘をさらに発展させなければなりません。

キ 衆議院選挙は政権選択です。選挙公約（政権を取ったら向こう4年間で実現すること）をめぐる論争の稚拙さが目立ちました。「限定的な閣外協力」とはどのようなものなのか、わかりにくい問題でした。争点を掘り下げないマスコミの報道、学校における主権者教育などの問題も指摘されていますが、有権者の政治への関心を政策論争として戦わされる選挙になるように、民主主義のレベル、政治レベルを高める必要があります。

### （3）労働者の状況

- ① 今回の新型コロナウイルス感染症の流行によって、貧困と格差は拡大しました。解雇雇止めは11万人を超えました。潜在的失業者は150万人を超えるといわれています。就労減少によって生活困窮に陥る非正規労働者が多数生まれました。これは労働問題であり、労働運動によって解決すべき課題です。とりわけ女性非正規労働者にしわ寄せ

せが現れました。日本社会はいまだに女性は結婚したら夫に扶養される専業主婦となり、家事、育児、介護を担うことを前提とした社会制度であるからです。そのような認識でなければ、当時の安倍首相が何の対策もなく唐突に全国一斉学校休業を打ち出せるはずがありません。

- ② 1974年、日経連の桜田会長は「日本的労使慣行（企業別労働組合、終身雇用、年功賃金）がしっかりしていれば社会は安定する」という「職場安定帯論」を掲げ、労働攻勢を食い止めました。1975年に施行された雇用保険法によって雇用調整助成金制度がつくられ、不景気でも企業が余剰人員を抱え込むようになりました。日本の労働運動は、雇用を産業別・業種別・職種別に考えるのではなく、企業に雇用されることによって労働者は保護されると考えるようになりました。また1970年代、日経連は生産性基準原理を、同盟は生産性三原則を掲げ、生産性の枠内で賃上げを収める動きが強まりました。1974年春闘では30%を超える賃上げを獲得しましたが、日経連は賃上げガイドラインを発表し、賃上げ抑制を図りました。1976年にはIMF-JCの同額同時決着方式がはじまり、大企業労組の賃上げは、経済整合性論（経済成長に見合った賃金引き上げ）を重視する日本型所得政策が定着するようになり、企業社会が支配的になります。他方で女性は夫に扶養される存在であり、被扶養者は失業しても生活に困らないので労働者保護の対象外にされました。男性が女性を扶養することを前提に医療保険、年金などの社会保障制度がつくられ日本型福祉社会が完成していきます。
- ③ 今回のコロナショック時とリーマンショック時の大きな違いは、リーマンショック時は製造業の男性派遣労働者の雇用問題でしたが、コロナショック時は飲食業・旅行業などの女性非正規労働者の雇用問題がクローズアップされたことです。リーマンショック時に派遣労働者は雇用保険に加入できませんでした。そのご、雇用保険の加入資格が雇用期間1年から6か月以上、さらに31日以上に引き下げられ、多くの非正規労働者が雇用保険に加入できるようになりました。しかし、今回明らかになったことはパート・アルバイトで働く非正規労働者には、雇用保険に加入していないので雇用調整助成金が支給されない、病気になっても国民健康保険なので療養給付は支給されるが傷病手当が支給されない（今回一部で支給される）ことが問題になったわけです。制度上は失業しても生活に困らないはずの人が、不安定な雇用によって生活困窮に陥ることになったわけです。
- ④ この30年間、日本の賃金はほとんど上がっていません。実質賃金は低下し、とりわけ第二次安倍政権以降は顕著です。なぜ賃金は上がらないのか。経済整合性論の定期昇給+物価上昇率+生活向上分という方程式では、デフレ期には賃金がかかることとなります。また、大企業労働者の賃金が多少上がったとしても、低賃金の非正規労働者が増大しているから、平均賃金は下がっているのです。既存の労働組合は、賃上げよりも正社員の雇用を選びました。労働者の交渉力低下の原因は雇用不安なのです。企業別労働組合を克服する雇用保障闘争がつくれていないからです。リストラやアウトソーシングを受け入れ、正社員の雇用と賃金を維持することによって、雇用が不安定で低賃金の非正規労働者の増大を促進させました。労働者は、正規労働者と非正規労働者の二層に分断されました。

- ⑤ 国税庁の令和2年分「民間給与実態統計調査」によれば、平均年間給与は2年連続して減少し、433万円（男性532万円、女性293万円）、正規労働者496万円に対して非正規労働者は176万円です。令和2年「賃金構造基本統計調査」によれば、一般労働者の月収平均は307.7千円（男性338.8千円、女性251.8千円）、短時間労働者の時給は1412円（男性1658円、女性1321円）です。労働者の実態に近い中央値は、平均値より50万円ほど低いといわれていますので年収380万円程度です。
- ⑥ 所得政策とは、今まで労使自治といわれていた賃金（生産過程における分配）について政府が口を出すことです。1970年代の所得政策論は、インフレを抑制するために賃上げを抑制することでした。2014年からはじまる「官製春闘」は、「デフレからの脱却」を図るために賃上げを促すというデフレ期の所得政策です。2002年春闘で連合はベースアップゼロ要求としましたが、経済整合性論では賃金闘争は闘えないことが明らかになったわけです。連合が本格的にベースアップ要求を復活するのは2014年からです。新自由主義は「カジノ経済」と揶揄されるように、企業はモノづくりで利益を生み出すのではなく、株や為替など金融資産で利益を上げるようになってきました。中小企業のほとんどは、法人税を払えるような利益を生み出していません。大企業は正社員にわずかな賃上げをする一方で利益を内部留保に蓄積していきました。「官製春闘」は大企業を助けるための分配でしかありませんでした。一方で、安倍政権は、消費税を引き上げ、生活保護基準を引き下げ、後期高齢者の医療費本人負担など社会保障財源の削減を行いました。
- ⑦ アベノミクスの第二弾「一億総活躍プラン」で、「非正規労働（という言葉）を一掃する」と銘打って「働き方改革」が実行されました。「少子高齢化社会」という市場規模が縮小する時代において、今まで市場の対象でなかった分野を市場化するとともに、女性、高齢者、外国人を動員して経済成長を続けようとするものでした。雇用の安定を図ることを目的とした雇用対策法が改正されて労働施策法となり、その目的は生産性向上を図ることになり、事業者が職務と必要な能力の基準をつくり人事評価するようにしました。時間外労働を前提とした「長時間労働是正」と均等ではなく均衡待遇という差別を前提にした日本型「同一労働同一賃金」を実現しました。欧米に比べて遜色のない非正規労働者対策を実現したと装ったわけです。
- ⑧ パンデミックによって世界的にも産業構造の転換がすすむ中で労働力流動化の二重構造がすすんでいます。正規労働者は産業雇用調整助成金を活用した企業を超えた「失業なき労働力移動」、非正規労働者は「失業をとまなう労働力移動」であり、低賃金労働者で雇用不安定な労働力のたらいまわしです。使用者は、セーフティーネットに常に穴をあけておくことが安価な労働力を供給する源泉であると考えているからです。そこに暗躍するのは人材派遣会社であり、間接雇用による雇用責任の回避がさらに拡大しています。2021年4月から看護師の日雇派遣の範囲が拡大しました。日本看護協会の無料職業紹介であるナースバンクはほとんど機能せず、ワクチン接種や高齢者施設への看護師派遣が行われました。そして人材派遣会社は公共サービス分野への事業拡大をすすめています。
- ⑨ 経団連は、日本的労使慣行を見直し、年功賃金の見直し、ジョブ型の雇用と賃金を導

入しようとしています。時間や場所にこだわらない働き方を奨励し、労働に対して雇用責任を負わない委託・請負労働化を目論んでいます。来年の通常国会では、さらなる裁量労働制の拡大、解雇の金銭解決に関する法改正が行われることが現実味を帯びてきました。

- ⑩ 日本の社会保障制度は、勤労者と非勤労者の2分類を前提につくられてきました。そして勤労能力を失った人（高齢者、疾病者、障害者など）を対象に支給が行われる制度です。勤労能力を持ちながら勤労しない者は救済の対象にはなりません。ところが、働いている人は正規労働者と非正規労働者に分かれ、働いても生活に困窮するワーキングプアと呼ばれる労働者層がつくられてきましたが、対応する社会保障制度はありません。最近は兼業・副業が奨励されています。兼業・副業には、労働者が複数の事業者で雇用されだけでなく、ある時は自営業者としてある時は雇用労働者としてケースがあるわけです。建設アスベスト裁判の最高裁判決は、いわゆる「ひとり親方」を労働災害の救済対象にしました。雇用責任を誰がどのようにとるのか、「働き方改革」は社会保障制度や税制の見直しにまで波及しています。
- ⑪ 岸田は「勤労者皆社会保険の実現」と言いますが、今でも「勤労者皆社会保険制」です。制度に差別があること、有効に機能しないことが問題です。競争社会における「自己責任」論は、「生活保護を受けるのは恥だ」「雇用保険を受給することは恥だ」という自己抑制と同時に、生活保護者、失業者、日雇労働者を差別する文化をつくってしまいました。いまでも失業保険給付や生活保護給付は、コロナ災害下で少しは運用緩和がありましたが、必要な人の2割程度でしか利用されていない状況です。日雇労働者には救済処置が一切はありませんでした。
- ⑫ 連合が考えている非正規労働者の労働条件の改善は、民間大企業労働者の賃上げが人事院勧告や最低賃金審議会を通じて非正規労働者にも波及していくというトリクルダウン論です。「企業がもうからなければ賃金は上がらない」（芳野友子連合会長）という発想から抜け切れていません。「早く正社員になって働きなさい」という非正規労働者を見下す差別的な意識や形だけの同情心では、非正規労働者の一時的な救済措置ができたとしても、根本的な解決にはなりません。
- ⑬ 「生産性三原則」とは、雇用の維持・拡大、労使の協力と協議、成果の公正な分配のことですが、企業別労働組合の下では、非正労働者の増大や下請け化を容認し、団体行動権は行使しない、成果の企業内での分配となりました。労働生産性の向上分は労働者に還元するという欧米の産業別労働運動の原則とは異なるものです。
- ⑭ 連合の2022春季生活闘争方針では、「生産性三原則」に基づく取り組みを社会全体へ、「取引の適正化」を社会全体の課題にという今までの取り組みを加速するとしています。私たちが「春闘の消滅」と批判した2019年春闘路線の継承です。「賃上げ」重視から「賃金水準」重視への転換は、要求額も妥結額も分からない産別自決から企業別自決への転換でした。連合は「みんなの春闘」を掲げていますが、大衆行動も共闘もない春闘です。

#### （4）労運研のこの間の取り組み

- ① 労運研は、貧困と格差・差別をなくしていくために、最低賃金の大幅引き上げ、労働



契約法 20 条裁判の闘いを支援してきました。運動の中から制度要求をつくり団結と共闘づくりをめざしています。「働き方改革」に対抗して、賃金と労働時間をセットで捉え「8 時間働けば暮らせる社会を」のスローガンを掲げ、労働法制改悪阻止！全国キャラバンを応援しました。

- ② 第 9 回労働運動研究討論集会の基調で「新しい労働運動は、2000 万人非正規労働者を軸とした運動であり、これからの運動の主体となるべき、社会的インフラを支える下請現業労働者、暮らしを支える公務・民間を含めた公共サービス労働者など、エッセンシャルワーカーといわれる社会的必須を担う労働者などが中心となって活動していくように変わっていかねばなりません。」と提起しました。
- ③ 非正規労働者の実態を知るため、「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険に関する調査」を Web 調査として実施しました。回答数は 368 件で目標を下回りました。労運研の手の届く範囲にいる非正規労働者は少ないことの反映です。それでも、非正規労働者は扶養の範囲内で小遣い稼ぎをしているのではないこと、雇用安定と生活保障、社会労働保険の改革を求めていることが分かりました。さらに実態を調査し、非正規労働者の要求づくり、団結づくりに役立てることが必要です。

### 3 22 非正規春闘を組織するにあたって

#### (1) 「新しい労働運動」の起動

- ① 2018 年に「働き方改革法案」が成立しました。同時期、新たに経団連会長に就任した中西会長は、日本的雇用関係の見直しを打ち出し、メンバーシップ型雇用からジョブ型雇用を提唱しました。終身雇用、年功賃金を崩そうというわけです。大企業労組の多くは、この方向性を受け入れています。連合は 2019 年春闘で「賃金水準重視」の方針を打ち出しました。賃金水準を議論することは重要なことです。賃金が上がらない非正規労働者が多数存在していますし、現業労働者はもともと横断型賃金だったわけですから。問題は、企業社会を支える柱である企業別労働組合が、企業内の正社員の利益しか考えない運動をしていること、「生産性三原則」を掲げて中小下請け労働者と非正規労働者にコスト削減、生産性向上を迫っていることです。それでは、大企業と中小零細企業が存在する経済の二重構造を解消することも、非正規労働者をなくすこともできません。
- ② いま問われているのは、企業社会と日本型福祉社会に戻るのか、綻びを手直しするのか、抜本的に改革していくのかです。労運研は、大企業主導による綻びの手直しではなく、労働者が主体となって、ワーキングプアをなくし、差別のない雇用と生活が保障される労働社会を追求していきます。
- ③ 新自由主義の破綻から分配と再分配に関する新たな所得政策論を政府が行う時代において、高度経済成長時代のように、雇用関係のある企業内で賃金闘争だけを闘っても労働者の生活向上には結びつきません。また、賃金闘争は労働組合、社会保障制度は市民運動、政治運動という区分けを前提にしていたのでは闘えません。労働組合の役割は賃金・労働条件の向上です。低成長期、AI 時代、気候変動時代における労働と雇用の課題に取り組むため、労使関係における交渉力を高め、分配における三つの領域

をカバーしながら、労働者の権利を拡大し、市民運動とも連帯する社会的労働運動を追求します。

## (2) 「新しい労働運動」の豊富化

- ① 誰ひとり取り残さない雇用のセーフティーネットをつくってこそ、賃金闘争が成立する前提条件であることを肝に銘じることです。GDP（国内総生産）を物差しとする「成長」ではなく、「豊かさ」とは何かを問い直すべきです。持続可能な社会とは、子どもを安心して生み育てられる社会です。それは「生産性三原則」によって実現するものではありません。
- ② AFL-CIO の ترامカ前会長が 2015 年に連合の講演で Fight for 15 を紹介したときに語ったように、低所得者層の賃上げなくして中間層の賃上げはありません。トリクルダウンではなく、ボトムアップです。雇用破壊、労働時間破壊、賃金破壊と続いてきた攻撃に反撃する闘いの戦略を、社会を底支えする最低限の社会的保護としての雇用と賃金・労働条件をつくり上げる戦略とともにつくります。
- ③ 就労減少が生活困窮に直結する事態は労働問題です。生活困窮者の救済運動ではなく、個別相談・個別救済から集団的労使関係を形成するようにします。日本においても 70 年代前半に闘われた非正規労働者の賃金（就労）保障を求める産業別労働運動の経験を持っています。また、第三次分配における労働組合の共済事業、協同組合、NPO などの活動があります。欧米においては、産業別労働組合が雇用保障制度とともに、医療、年金などのベネフィットを獲得しています。労使関係において獲得するもの、社会的制度として獲得するもの、共済活動などで分かち合うものを整理しつつ、分配における三つの領域において、だれひとり取り残されることのないセーフティーネットの構築を図るようにします。

## (3) 「新しい労働運動」の体制づくり

- ① 自らの労働条件を対等な交渉によって決めることができる労働者の団結が必要です。そのためには、労働者の働く権利意識の高揚と労働組合の民主的運営の発揮です。マンネリ化した取り組みを見直し、正社員以外の加入を認めないという労働組合の規約を改正し、組合員のための労働組合ではなく、労働者のための労働組合として、現場の声を取り上げ、討論を重ねて要求をまとめ、要求実現のためにみんなが協力して、団結力を発揮して行動できる組織づくりをします。
- ② 同時にこのような組織づくりを担う活動家を養成します。職場討議の組織化、非正規労働者のオルグ、労働組合間や市民団体間の調整などのノウハウは、経験を通じてしか獲得できません。争議支援、経験交流・学習の機会を多く持つようにします。

## (4) 22 非正規春闘の闘いの軸

- ① 闘いの軸を、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制確立、企業を超えた同一労働同一賃金の実現に置き、地域における共闘をつくり闘います。地方自治体からの委託先、民営化先との労働条件の統一、各種資格保持者の労働条件の統一、料金制度や契約内容に規制がある業種で働く人の労働条件の統一を闘います。
- ② 政府が保育士、幼稚園教諭、介護・障害福祉職員の賃上げを行うという新たな所得政策に注目し、公的価格設定が行われている分野についての統一的な賃上げと賃金（就

劣) 保障、同一労働同一賃金の闘い方を工夫します。

#### 4 非正規春闘の具体的取り組み

- (1) 非正労働者の実態を把握するため、周辺にいる組合員以外の非正規労働者をも対象にしたアンケート調査を行います。調査は、労働相談を受ける待ちの姿勢ではなく、こちらからアプローチしていく組織活動の一環として取り組みます。アンケート調査の結果は、非正規労働者の要求づくり、団結づくりに役立てます
- (2) 第9回基調で提起した、①いのちを守る、②差別をなくす、③くらしを守る、④仕事をつくる闘いを深化・豊富化します。政府のコロナ対策は大企業優先でした。エッセンシャルワーカーを優先した対策の強化を図ります。コロナ対策、中小零細事業場における安全衛生対策、働く者の休む権利、企業を超えた同一労働同一賃金の実現などを、職場・地域で闘います。
- (3) 制度政策要求について検討を行い、「野党共通政策」の具体化に資するようにします。
  - ① 「休業」と「失業」の狭間で苦しむ非正規労働者、「雇用」と「請負」「委託」の狭間で苦しむフリーランスを含む、すべての労働者をカバーする社会労働保険制度の実現をめざします。
  - ② 「同一労働同一賃金」の実現には、保育・教育・住宅・医療・介護の無償化など差別のない社会的な生活条件の整備が前提条件として必要です。「同一労働同一賃金」には正社員の既得権をはく奪する要素を持っています。ジョブ型雇用・賃金による雇用と生活への影響を見定めながら、正規・非正規労働者が納得できる対策を講じる必要があります。
  - ③ 雇用は、無期、直接、フルタイムが原則です。非正規労働者をなくすことを追求しません。労働法制改正と社会労働保険制度改革とのセットの中で検討します。
  - ④ 公共サービスを取り戻していきます。そもそも公共サービスは利益を目的とするものではありませんが、新自由主義は市場原理を公共サービス分野に持ち込みました。平成の合併時から見れば、地方公務員は50万人削減され、いまや70万人の会計年度任用職員が働いています。住民自治の砦として質の高い公共サービスをつくりだすために会計年度任用職員の処遇改善と正規化を追求します。
- (4) 最低賃金引き上げを以下のように闘います。
  - ① 最低賃金を時給1500円に、全国一律制の実現という要求は定着してきました。問題はどうか実現していくかです。最低賃金法の改正も必要になってきます。1975年に当時の労働4団体が全国一律制の統一要求を掲げ、総評がストライキを構えてた闘った結果、現在のランク制度が出来上がったわけです。当然そのような闘いが求められるわけですが、現在の状況ではそこまでの労働者側の闘いがつくられていません。職場から地域からの闘いの構築に力を注いでいきます。
  - ② 最低賃金は非正労働者の問題のみならず、正規労働者の労働条件にとっても重要な問題です。すでに地域最低賃金が高卒初任給を上回るケースが出ています。最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を影響率と言いますが、影響率は年々上昇し、全労働者の6%（約360万人）に影響するようにな

っています。最低賃金の 1.1 倍以下で働く人の割合は 14%、1.3 倍以下では 32% 増加しています。コロナ災害下では休業手当が最低賃金を下回ることも問題になりました。最低賃金闘争の意義について学習を深めます。

- ③ 企業内最賃の引き上げに取り組みます。連合の要求は 1150 円以上です。企業内最賃は、事業所内で働くすべての労働者を対象とする最低賃金と基幹職種労働者を対象とする職種別最低賃金の二種類を要求することを検討します。企業内最賃が地域別最低賃金や特定最低賃金（産業別最低賃金）への波及力を持つようにします。
  - ④ 公契約条例や下請法などによる契約による規整・規制は、職種別最低賃金、産業別最低賃金引き上げ闘争の裏付けがあつて初めて可能なものです。そのような闘いを可能にする企業を超えた労働者の団結を追求します。
  - ⑤ 幅広い共闘づくりを前提に、地方最低賃金審議会、行政、議会、地域経済団体などへの申し入れ・交渉を行います。
  - ⑥ 日本の最低賃金制度の基本的な問題点は、水準が低すぎること、地域間格差が大きいこと、最低賃金近傍で働く労働者の声が反映される決定システムではないことです。制度改正にあたっては、生計費調査を実態に合うようにし、生計費は労働者とその家族に必要な金額を満たすもの（ILO 条約）にすること、支払い能力論を廃止すること、全国一律制を実現するための方法を明確にすること、中央・地方最低賃金審議会の公開性を高め、低賃金労働者を代表する委員が選ばれるようにすることなどの制度改革の中身について検討します。
  - ⑦ 22 非正規春闘における最賃闘争は、二つの山場が考えられます。3 月末には中央最低賃金審議会の全員協議会でランク制の見直しに関する報告書がまとめられることになっています。例年 7 月に中央最低賃金審議会が目安が示されますが、今年は 7 月に参議院議員選挙が行われます。この二つの山場を職場、地域での取り組みを織りなしながら共闘をつくりあげていく必要があります。
  - ⑧ 最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会に参加し、同委員会が取り組みの情報交換や行動調整を果たすセンター的な役割を發揮できるように協力していきます。
- (5) 地域から学習会を積み重ね、共闘をつくります。大衆行動をつくり、ストライキで闘う労組を支援します。最賃闘争を軸に提起をしましたが、それは最賃闘争が誰も反対しない全国課題であるからです。しかし、最低賃金の引き上げで非正規労働者の課題が解決するわけではありません。最賃闘争に取り組めば取り組むほど、正規労働者との関係、社会的諸制度との関係など労働者の課題が見えてくるのです。目先の労働条件改善や制度改善に留まらず、共通の戦略をもってできることから解決していくことが、信頼と連帯を築くことになります。

## 5 労運研の課題

- (1) 労運研は、新自由主義と対決する労働運動、労働基本権を行使する労働運動、新しい労働運動の創造とその担い手の育成を活動の基調としてきました。総がかり行動を労働分野から担うことを自認し、総がかり行動の課題である「戦争、原発、貧困、差別を許さない」のうち特に「貧困、差別」を課題として活動してきました。それは、平

和フォーラムは労働運動課題である貧困を扱うことができないという連合との関係を前提にしたものです。この総選挙では市民連合が野党共通政策提言をしましたが、労働分野の政策については具体性を欠くものでした。現場の闘いを通じて政策内容を充実させなければなりません。

- (2) 今ほど「共闘」の重要性を強調してもしすぎることはありません。野党共闘を妨害するために、この間さまざまな選別排除の謀が仕掛けられてきました。大衆運動にとって選別排除はマイナス要素でしかありません。労運研には、ナショナルセンターを超えて労働組合の活動家が結集しています。労働運動の前進を図るための研究をし、企業別労働運動を克服し、社会的労働運動を追求しながら、課題別共闘、地域共闘、職種別共闘など可能な共闘を志向しています。要求にもとづき団結し運動を前進させ、労働運動と政党の関係、共闘組織と政党の関係を運動の側から築くようにします。
- (3) 労運研は研究組織ですが、実践に役立つ研究をしています。そして、春闘をどう闘うかなどより実践的な分野に踏み込んでいますが、運動体ではありません。運動は各労組がつくり、共闘・連携するものです。その前提となる、労組間の交流、学習が重要です。労運研は、学習の手伝い、職場・地域の運動の情報交換などを無料のメールマガジン月刊「労運研レポート」を発行して応援します。
- (4) 活動家は闘争の中で育ちます。若い活動家を運動に参加させ、運動の体験と総括の中から教訓を学び成長していきます。労運研は、課題別、単発的な研究会しか実施してきませんでした。活動家を育てるための、条件と環境の整備、系統的な学習課題の整理など、どのようにしたらよいか、労運研として何ができるのか検討します。

以上

## <第10回労働運動研究討論集会>

- 日 時 2021年12月11日(土)  
13時30分～16時30分  
2021年12月12日(日)  
9時30分～12時00分

- Zoomによるオンラインで開催します  
日港福会館2階会議室にスタジオを設けます  
東京都大田区蒲田5-10-2  
(JR京浜東北線「蒲田」駅東口徒歩3分)

### ■内 容

- ① 基調報告
- ② 特別報告  
・非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等  
に関する調査結果について
- ③ 全体討論
- ④ まとめ

- 参加費 無 料  
(賛同カンパにご協力をお願いします)

### ■申し込み

参加希望者は12月8日までにメールで事務局にご連絡ください。事前にZoomのURL、パスワード、資料等を送ります。

- 事務局メール roukenj2014@yahoo.co.jp

### <呼びかけ人>

- 池畑 章伸 (全国地区労交流会運営委員会)  
垣沼 陽輔 (全日建連帯近畿地本委員長)  
河添 誠 (元首都圏青年ユニオン書記長)  
斉藤 悦男 (自治労・新潟県本部委員長)  
佐々木史朗 (全統一書記長)  
新土居正志 (自治労・高知県職労書記長)  
中岡 基明 (全労協事務局長)  
仲宗根 司 (日教組・沖縄県高教組委員長)  
中川 孝文 (自治労・徳島県本部委員長)  
中村 美彦 (千葉県市原地区労議長)  
中村 知明 (郵政ユニオン本部顧問)  
西山 直洋 (大阪ユニオンネット代表)  
長谷川武久 (全日建会長)  
早川 行雄 (元JAM副書記長)  
平賀雄次郎 (全国一般全国協委員長)  
福元 勇司 (オール沖縄会議事務局長)  
松川 聡 (国労委員長)  
松本 耕三 (前全港湾委員長)  
矢代 正人 (福島県・前小名浜地区労議長)  
山下 忠之 (自治労・兵庫県本部委員長)  
吉岡 英明 (自治労・宮崎県本部委員長)  
和田 隆宏 (東京都労連書記長)  
渡邊 洋 (前全水道・東水労委員長)

<五十音順>